

13

2

朝

鮮

2)

(2) 朝鮮（主要目次）		年	月	日	件	名
昭二〇	八二四				終戦処理会議における対朝鮮処理決定の件	
昭二〇	八二七				連合國海軍部隊仁川の掃海に関する件	
昭二〇	八二七				朝鮮總督府機能に関する件	
昭二〇	八二八				ソ連軍の朝鮮に対する措置に関し總督府の態度	
昭二〇	八二八				朝鮮行政官に対するソ連軍非行に関する件	
昭二〇	八二九				朝鮮の治安に関する件	
昭二〇	八二九				鎮海連絡委員会編成に関する件	
昭二〇	八三〇				南部朝鮮に米國軍進駐に関する件	
昭二〇	八三〇				外地進駐軍の使用する紙幣に関する件	
昭二〇	八三一				北鮮及西鮮地区に対するソ連進駐に関し連合國	
昭二〇	八三一				最高司令部に折衝方依頼の件	

外務省

昭二〇	九一四	昭二〇	九一九	昭二〇	九一三
九一八	九一二	九一七	九一三	九一三	九一三
自由市場價格に関する件	朝鮮總督府京に関する件	在鮮ソ軍司令官と連絡方に関する件	朝鮮總督府文書課長在鮮「ソ」側官憲安否問合の件	閣價格調査に関する件	一般命令第一号公布に関する件
龜山參事官朝鮮派遣關係	朝鮮總督府京に関する件	北鮮地方行政權の接收に関する件	朝鮮總督府文書課長在鮮「ソ」側官憲安否問合の件	米軍進駐に関する留意事項の件	米軍進駐に関する留意事項の件
				ソ連參戰後の北鮮地帶情況の件	ソ連參戰後の北鮮地帶情況の件

外務省

第八卷

九二五	朝鮮米軍司令部指令（全銀行、信託会社、金融機関宛）
九二九	朝鮮總督府中央連絡事項
九三〇	終戦に伴う朝鮮總督府の措置に関する件
九三五	朝鮮終戦措置に関する件
九三六	八木、野口両官釈放方に関する件
九三七	終戦前後における朝鮮事情概要（管理局、総務部調書）
九三八	停戦後における治安状況調査

外務省

A'1.0.0.1-2

朝鮮の平和交渉

V.P. 加ハ  
又ハ 804 17  
Sep. 15

7  
7

From the Japanese Government to the Supreme  
Commander for the Allied Powers.

Note verbale

C.L.O.-M. No. 9

The Japanese Government desire to send Mr. Ichiji  
Kameyama, Chief of the Keijo Liason Office, to Heijo for  
the purpose of carrying on negotiations with the local  
Soviet Authorities on the spot on the matter of  
releasing, protecting and evacuating Japanese officials  
and subjects in North Korea and Manchuria.

The Japanese Government wish to request the Supreme  
Commander for the Allied Powers to be good enough to use  
his good offices in securing from the Soviet Military  
Authorities the permission of the trip and facilities to  
be extended to it.

字A'1.0.0-1-2(第4号)

A'1.0.0-1-2(第4号)

送 受 及 號 局 議 合				日 月 付 受 及 號			
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	受	送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日
一	朝	朝	朝				
朝	野	野	野				
二	禮	禮	禮				
禮	義	義	義				
三	總	總	總				
總	務	務	務				
四	政	政	政				
政	務	務	務				
五	總	總	總				
總	監	監	監				
六	監	監	監				
監	察	察	察				
七	察	察	察				
八	官	官	官				
九	官	官	官				

拒神

甲

案起 昭和二十年八月二十四日 局受 月第 日號 局送 月日

決 月 日文書課長 施行 月 日

大臣

次官

局長

局長

主査

馬報案

朝鮮政務總監案

二十四日總務處理會議三九七通決定已了件

朝鮮二九七我方主權一轉移時期二周三件

規格 B5 7000

0006

第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月	月	月
月	月	月
日	日	日
日	日	日

朝鮮ニ関スル主權ノ獨立問題ニ規定スル韓和條約  
 批准ノ日迄法律上執方ニ存スルニカカル條約締結以前  
 ニ於テモ外國軍隊ニ依リ占領セラルル等ノ事由ニ因  
 リ我方ノ主權ノ事實上停止狀態ニ陥ハストルハ  
 朝鮮ニ於テル韓之進帝委員會ノ成立及之ニ加  
 韓容認ノ可否ニ関スル件

内務省



獨立運動等事は會運動ハ之ヲ抑圧スルニトシ依リ民心ヲ我  
 才ヨリ離反セシムル高当ナラハニト思料スルニモ治安維持  
 ノ見地ヨリアラニ留意ヲ拂ヒ憂ヲ後ニ強サカハ保セラシ  
 メニキニト

三、朝鮮在留民ノ生命財産ノ安全保護ニ關スル件

朝鮮内ニ在ル兵隊ノ武裝解除ノ時期方該ニ關シテ現

地ニ在ル兵隊ノ定結ニ際シテ朝鮮内ノ治安状況更

大日本帝國政府

慮スルニキモアルニ鑑ミ在留内地人ノ生命財産ノ安全保護ヲ

計リ得ル如ク折衝スルニト

(折上リ國定規格B5(210×297)紙)

極秘

議題

議上 物事の内うたふ

一、朝鮮ニ於ケル我方主權ノ移轉時期ニ関スル件

朝鮮ニ関スル主權ハ原則トシテ講和條約批准ノ

日迄我方ニ存スルモ講和條約締結以前ニ於テモ

聯合固一ノ方的措置ニ依リ我方ノ主權ヲ喪失

スルコトアルベク又外國軍隊ニ依リ占領セラルル事ノ虞

時ハ我方ノ主權ハ事實上休眠状態ニ陥ルコト

アルベシ

二、朝鮮ニ於ケル獨立準備委員會ノ成立並ニ之ガ運

動容認ノ可否ニ関スル件

獨立準備委員會ハソレヲ抑圧スルベク我方ヨリ尙

更セシムルハ適當ナラサルコト思料スルモ是レハ

三、朝鮮在留民ノ生命財産ノ安全保護ニ関スル件

朝鮮内ニ於ケル我が軍隊ノ武装解除ノ時期方法

ニ関シテハ現地ニ於ケル停戰協定ノ締結ニ際シテ

朝鮮内ノ治安状況憂慮スベ

キモノアルニ鑑ミ在留内地人ノ生命財産ノ安全保

護ヲ圖リ得ル如ク折衝スルヲ要ス

コト、セシタリ



日	月	第	第	第
號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

(午工4ルホ)ノ掃海ヲ開始スルヲアルハ、右任  
 務遂行中之ニ危害ヲ及フルコトヲ得ルニヒ  
 聯合國ヨリ申入アリタリ

内務省

0011

甲

決判 別 日文書課長 施行 月 日

0012

送	受	及	號	局	議	合	日	月	付	受	及	號	省
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

起案 昭和二十年八月二十七日 局受 月 日 號 月 日 局送 月 日 日

大臣 次官 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長 局長

朝鮮總督 宛 大臣

電報 案示 (官弁共進暗部)

八月二十七日附電照1件左記如中

規格 5

日	月	日	月	日	月
第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

了知相承度

記

一、~~總督~~<sup>貴職並</sup>總監ノ進退ニ付テハ中央ヨリ

何カノ指示アルマデ現在通聯務

ヲ遂リセラルルヤ中又ノト信ス

二、總督存以下ノ機能停止ノ時期

内務省

及此種の方法ニ關シテハ聯合軍側ノ意  
 嚮一切不明ナルモ目下ノ各現地ニ於テ協  
 定セラルルコトトナル程思料スルニ付協定  
 ニ際シテハ在留同胞ノ生命財産ノ保護  
 權益ノ保持内地人ノ居住ノ安全等ヲ  
 實際的ニ確保シ得ル如ク全力ノ努力ヲ  
 行致サシ度

大日本帝國政府



大日本帝國政府

アル接收方法等中央ニ於テモ速カニ四國代表ニ交渉スル様取計ハレタシ  
朝鮮南半部ニ對スル進駐ニ當リテモ總督府行政機關ノ接收ニ關シテハ本日  
既ニ伺出アルモ事急ヲ要スルトキハ御指圖ヲ俟ツコト無ク機宜ノ措置ニ出  
テザルヲ得ザルコトアルベキニ付豫メ御含ミヲ乞フ



外機密

電信寫

76

皇光外務大臣

(注意、急接)

一 朝鮮行政官ニ對スル暴行ニ對スル件

威風凛凛各航長各航長ハ米軍ノ爲二十八日十時元山ニ至セテ  
 ルルコトトナリ又平壤ニ於テモ官憲兵ノ威嚇解除アリ各長以  
 下主官(官憲)ニ對シテ威嚇同僚ノ暴行ニ立到ルハ時高ノ問題トナ  
 リタルカ新クノ如キ地方官ノ民衆擁護ヲ專念スル地方官ニ對スル暴  
 行ハ即時之ヲ停止シ身裁ヲ自田ナラシメ希望スル地ニニ於テモ新クノ如キ  
 暴行ノ發生セザル米軍司令官ニ對シテ談判シ隨カレタシ  
 向之ニモ拘ラス官憲ニ對スル暴行ハ各長力行ハルルニ於テハ各道ノ  
 長員ト本部職員等モ)各道長所屬職員以外ハ即時退却セシムル場台  
 アルヘク備含アリタク又各地方ニ於テモ官憲ニ對シテ暴行ノ場台  
 ノ進退ニ付テモ折返シ明瞭ニ指示スルベシ

本管 二十八日一六〇〇着  
 朝鮮總督

記帳済

送 受 及 號 局 議 合								日 月 付 受 及 號 省	
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	日 月	日 月
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	20.8.29	格 神
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

起 案 昭 和 二 十 年 八 月 二 十 八 日 局 受 第 月 日 局 送 月 日

決 判 日 日 日 文 書 課 長 施 行 月 日

主 查 民 政 課 長 格

大 臣 次 官 官 長 了

電 報 案 ( 略 )

朝鮮總督府政務總監宛

北 鮮 ノ 事 態 ニ 関 シ テ ハ 中 央 ニ 於 テ 現 地 ノ 實 情

ヲ 具 シ 極 力 聯 合 軍 總 司 令 官 計 善 處 方 案

規格 B5. 0500

0019

第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

望セラレツアル処ナルカ從來ソ聯剛ノ態ニヨリ  
 見テ急速ナル効果ハ之ヲ期待シ難ク恩料セララル  
 ラ以テ現地ニ於テモ困難トハ恩料セララルモ本来  
 得ル限リ軍ト協力シソ剛トハ接衝ニ努力シ  
 治安ノ確保ニ努ムルト共ニ不測ノ事態ニ対応シ  
 機宜ノ措置ニ遺憾ナキヲ期セラレ云

内務省

供覽

帝國政府發聯合國最高司令部宛（八月二十日）  
第 号

一 北鮮ニ於テ治安ニ二十三日以降急激ニ悪化シ邦人ノ生命財産ハ危  
殆ニ瀕シ居ルガ現状ノ儘放置セシカ右事態ハ南鮮ニ波及シ現地  
日本当局ハ治安維持ニ際シ極メテ困難ナル立場ニ置カルベシ  
ニ 仍テ現地日本当局ニ於テ速ニ日本軍ニ代リ治安維持ニ任スベキ聯合國軍  
ノ到着ヲ希望シ且日本軍ノ武装解除及日本行政機関トノ引継  
関シ事前ニ充分現地ノ實情ヲ考慮ニ入レ之ヲ行ハレシコトヲ要望シ  
居レリ

大臣 松

管理局長



文書課長

外務

送	受	及	號	局	議	合	日	月	日	號	省
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

起案 昭和廿年八月廿八日 局受 第 月 日 局送 月 日  
 主 查 民 政 課 長  
 局長了  
 次官了  
 電報案 (秋先)  
 朝鮮政務總監 先  
 內務次官  
 鎮海聯絡委員會編成關係件  
 近

20.8.29  
 內務省管理局  
 麻安

甲乙種別

決判 月 日文書課長 施行 月 日

B5  
 500

0022

第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

未海軍ハ鎮海地区ニ進駐スルコトナルヲ知シテ

ルニ同地区ニ於ケル諸設備ニ關スル情報ヲ

提供シテ進駐準備ヲ容易ナラシムト共ニ要求

セラルトアルハ進駐ニ此等ノ基地整備ノ宿

營及給養等ノ統制斡旋ニ任ズルヲ主ナル目的

トシ候セテヤニ附隨スル業務及接待的事項ニ

SS00

0023

任之為委員長（海軍一）及委員（陸軍三、海軍六、外務一、總督府六、見込）ヲ以テ標記委員會ヲ編成シ左記要領ニ依リ業務スルベシナリタルニ付軍ト十分協力シ造憾無キヲ期スルベシ

一、本委員會ハ現地ニ於テ委員長カヲ指揮シ前記事項ノ處理ニ任ズ但シ事務的處理ハ主務官ヲ於テ

大日本帝國政府

實施ス

總辦、治安、維持ニ關係スル事項ニ關シテ、現地總辦

担任指揮官ノ指揮ヲ受クルモノトス

二、委員カ要ノ自衛軍（輝電ヲ含む）及通訳ハ委員所

屬ノ人員ヲニテ準備スルヲ原則トス

（折上リ國定規格B5（ハニ）二五七種）

漢海聯絡委員會編成要領(案)

八二八ノ旨は回す

一 設置ノ目的

主トシテ領海撤退地ニ於ケル諸設備ニ関スル情報ヲ提供シテ進駐準備ヲ容易ナラシムルト共ニ要求スルコトアルベキ進駐ニ應スル基地整備、宿營及給養等ノ實施ヲ処理スルヲ目的トスルニ付、之ニ附随スル案内及接待ノ事項ニ之任スルモノトス

二 委員ノ編成左ノ如シ

- 委員長 海軍 一名
- 委員 陸軍 三名
- 委員 海軍 一名

外務	一名
内務	一名
軍需	一名
運輸	一名
農商	一名
逓信院	一名

本編成ハ狀況ニ依リ増減スルコトアルベシ

三 勤務要領

前記

一 本委員會ハ現地ニ於テ委員長之ヲ指揮シ第一條ノ處理ニ任ス、但シ事務的處理ハ夫々主務省ニ於テ實施ス



警察  
本部  
事務

警備、治安維持ニ関係アル事項ニ関シテハ現地警備  
担任指揮官ノ指揮ヲ受クルモノトス  
(四) 委員所要ノ自動車(運轉手ヲ含ム)及通譯ハ委員所  
屬ノ省部ニテ準備スルヲ原則トス

四 其ノ他

本委員会ノ業務ハ 月 日開始ス

〇〇

送 受 及 號 局 議 合 日 月 付 受 及 號 省							
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和三十年八月二十九日

局受

月第

日號

局送

月

日

管理局

主 杏

橋爪

次官

大 官

電報系 (官廳某通時野)

內務次官

朝鮮政務總監宛

管民第六八四號南部朝鮮三米國軍進駐

乙

決判、月、日文書課、施行八月二十九日

規格 B5

000

0027

日	月	日	月	日	月
第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號
送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

ニ關スル件」本件ニ關シ二十九日終戦

處理委員會ニ於テ左ノ通決定セラレタル

ニ付朝鮮軍及嶺海警備府ト協力

ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度一、南部

朝鮮ニ米國軍ノ進駐ヲ豫想セラルル

ニ付追駐軍ト連絡諸設備ノ實施

茲ニ情報ノ提供、宿營<sup>給</sup>休養ノ統制、斡旋ヲ  
 主目的トシ併セテ幕内接濟等ノ業務ヲ  
 處理スル為速カニ京城、仁川及釜山ニ現地  
 處理機關ヲ設置スルコトニ、右機關ハ朝鮮  
 軍ヲ主體トシ貴府、現地海軍機關及現地  
 地方機關ヲ併セ編成スルコト三、鎮海ハ鎮海  
 警備府司令部ヲ主體トスル現地機關ヲ設置  
 大日本帝國政府  
 スルコト四、細部ハ朝鮮軍司令官及鎮海警備  
 府司令官長官ト協議セラレタキコト五、米國軍  
 ノ進駐日次判明セバ通報スル件ハ陸海  
 軍ヨリモ朝鮮軍、鎮海警備府ニ連絡スル件  
 及鎮海也バ返

朝鮮軍管區參謀長宛

陸軍

陸軍次官

朝鮮軍管區參謀長宛

一、南部朝鮮ニ米國軍ノ進駐ヲ豫想セラルルニ付進駐軍トノ連絡、諸設備ノ實施並ニ情報ノ提供、宿營給養ノ統制轉施ヲ主目的トシ併セテ案内接待等ノ業務ヲ處理スル爲速ニ京城、仁川及釜山ニ現地處理機關ヲ設置セラレ度

二、右機關ハ朝鮮軍ヲ主体トシ總督府現地海軍機關及現地地方機關ヲ併セ編成セラレ度

三、鎮海ニハ鎮海警備府司令部ヲ主体トスル現地機關ヲ設置ス

四、細部ハ朝鮮總督及鎮海警備府司令長官ト協議セラレ度

五、米國軍ノ進駐日次判明セハ通報ス

六、右朝鮮總督及鎮海警備府ニモ傳ヘラレ度中央各省總督府亦電達領セハ返

通電先朝鮮軍管區司令部

送 受 及 號 局 議 合 日 月 付 受 及 統 官

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

極 秘

甲乙種別

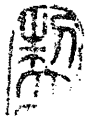
案 起 昭 和 三 十 年 八 月 三 十 日 局 受 付 第 號 局 送 月 日

決 判 日 日 文 書 課 施 行 八 月 三 十 日 乙 乙

管 理 局 長 為

次 官 後 岡 文 書 課 長

木 申



電 報 系 (官 廳 共 通 暗 號)

內 務 次 官

朝 鮮 政 務 總 監 宛

管 民 第 六 卅 第 米 國 軍 朝 鮮 進 駐 二 關

規 格 B 5

5000

0031

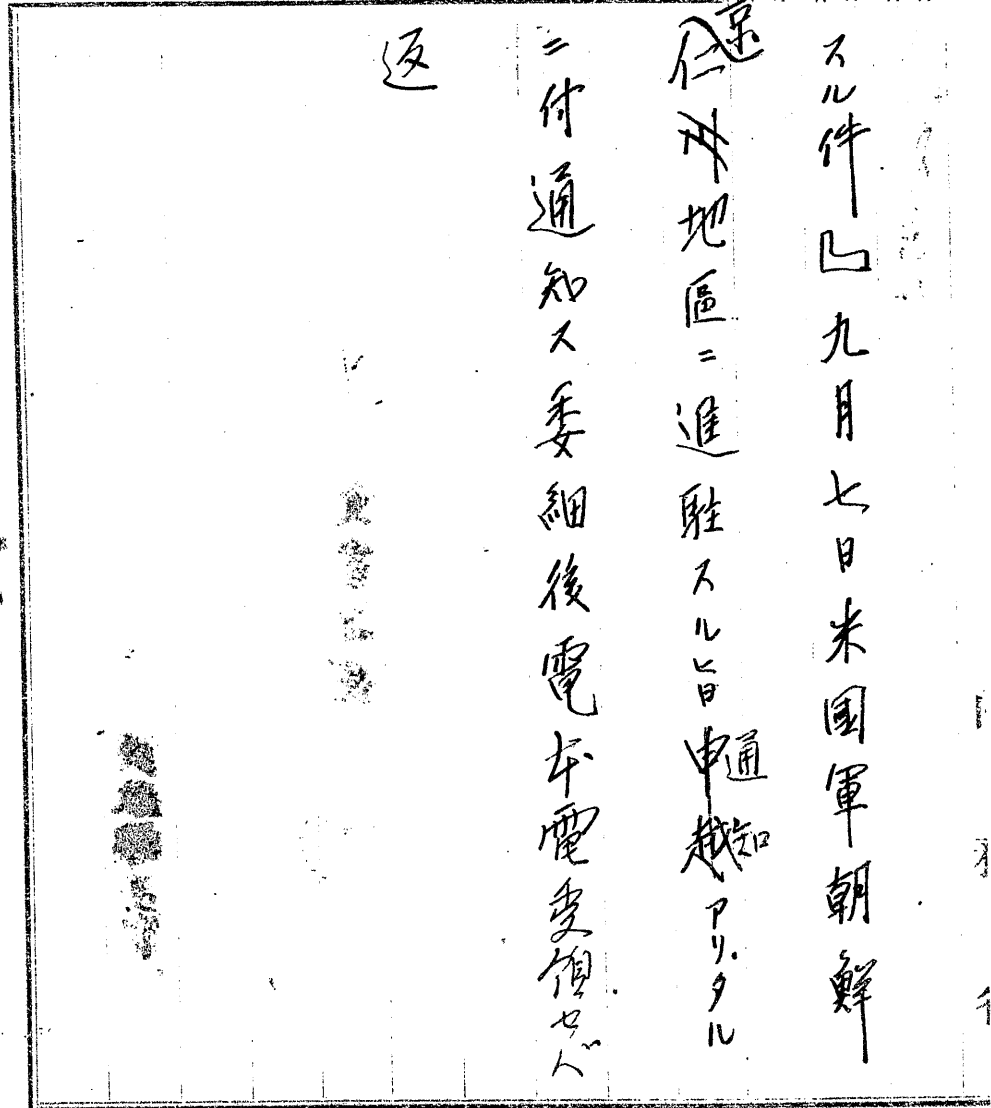
日	月	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

不儿件 九月七日米國軍朝鮮

仁州地區ニ進駐スル旨申越知  
通知  
 アリタル

ニ付通知人委細後電本電受領セム

返



0032

丙

施行 八月三十一日

0033

日月付受及號局管主

月	送	受	及	號	局	議	合
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

昭和二十年八月三日

案起 昭和二十年八月三日 主任

管理局長 事務官

課長

電報案 (非秘密)

局長

朝鮮 財務局長 元

外地進駐軍ノ使用ニ紙幣ニ関スル件 内地ニ

進駐スル聯合國軍隊ノ使用ニ紙幣ハ日本銀行

規格 B5

DEBC

日  
第 第  
號 號  
送 送  
受 受  
月 月  
月 月  
日 日

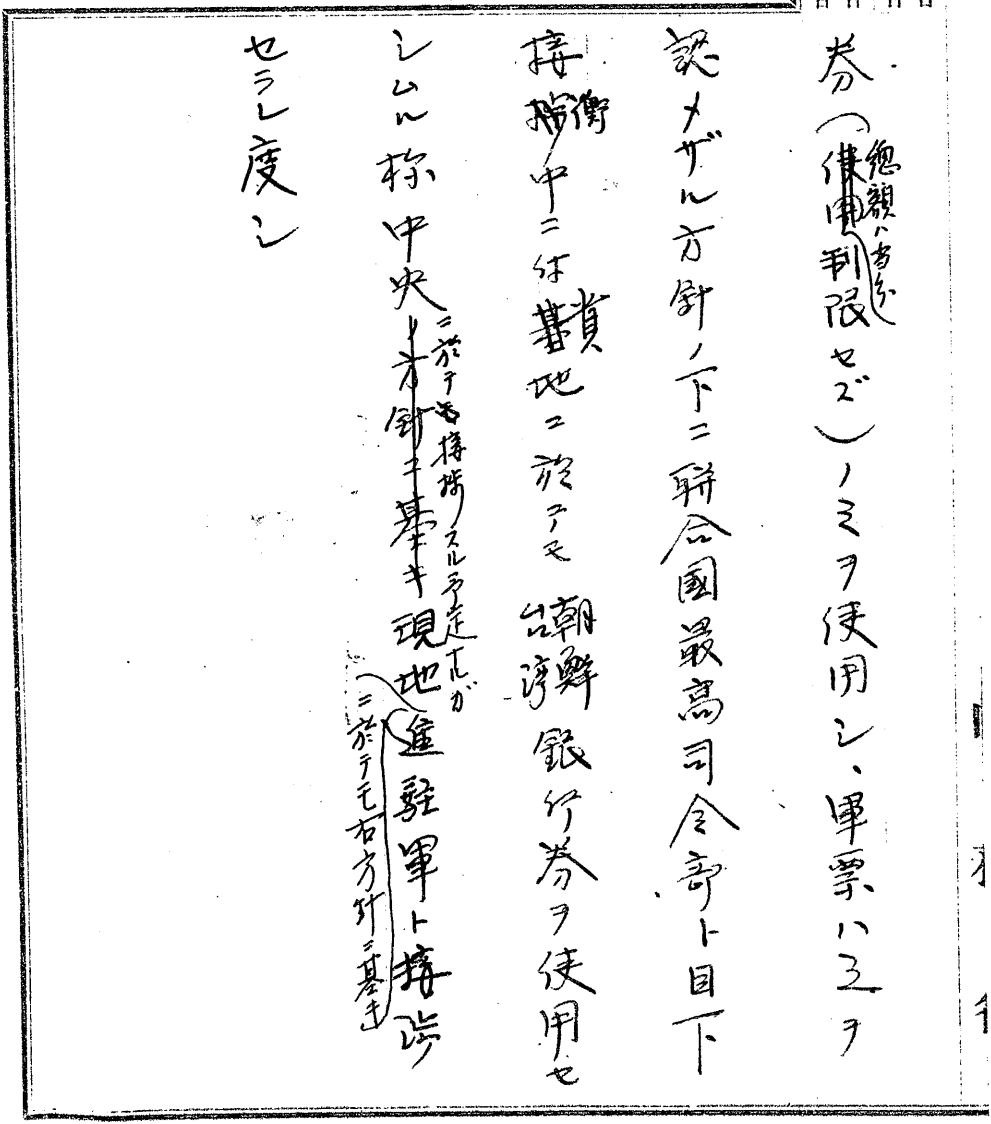
券 (總額ハ若干) (供用) (制限セズ) ノミヲ使用シ、軍票ハ之ヲ

認メザル方針ノ下ニ聯合國最高司令部ト目下

接指中ニ付、<sup>貴</sup>地ニ於テモ、朝鮮銀行券ヲ使用セ

シムル中央<sup>ニ於テモ</sup>方針ニ基キ、<sup>現地</sup>進駐軍ト接指

セラレ度シ



決 行 日 文 書 課 施 行 月 日

起 案 昭和ニ〇年八月三〇日 局 受 付 月 日 局 送 月 日

主 査 民 政 課 長

管 理 局 長 爲

大 臣

次 官



電 報 宗

次 官

朝鮮總督府政務總監 宛 (赤線ノ部分ハ警備暗號)

管民第六九四號聯合國最高司令部發大本營

宛電報ノ件 本件ニ関シ八月三十日左ノ通接受

合 議 局 號 及 受 送							省 及 受 付 月 日								
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日





聯合國軍高司令官發大本營宛電報  
 整理番號第 號（八月三十日十時二十分接受）  
 米陸軍第二十四部隊ハ九月七日京城地區ヲ占領ス日本大本營ハ左ノ  
 如キ準備ヲ整フヘシ

一省略

三 東京時間九月五日一八〇〇時ヲ以テ日本海圖第三二七號ニ示サレ  
 タル仁川港（「チヤムルボイ」）ニ至ル水路即チ所謂東水道（「  
 イースト・チヤネル」）十里ニ付左ノ通要求ス  
 (1) 總テノ機雷及機雷原ヲ除去シ總テノ安全ナル水路ハ開放シ且明  
 ナル指標ヲ附スルコト

外務省

(ロ) 航海ヲ援助ニ付照明ニ關スル既定ノ又戰時ノ体制ハ維持セラレ  
 ルコト海圖ヲ所持スル水先案内及港灣要員ハ平常通り執務スル  
 コト  
 (ハ) 沿岸防備、對空砲火及砲台ハ活動ヲ停止シ且總テノ船舶及艦艇  
 ハ停止スルコト  
 三 九月六日一八〇〇時ヲ以テ第二項ニ示サレタル地域竝ニ仁川港ヨ  
 リ十二哩ノ地域ニ在ル總テノ日本軍隊ヲ撤退セシムヘシ從テ右兩  
 地域ニ於テハ正常ノ秩序維持ノ爲必要ナル警察、憲兵及無武裝軍  
 隊ヲ駐在セシムヘシ  
 四 九月六日一二〇〇時ヲ以テ日本船一隻ハ「カクレツビ」列島ヨリ  
 二七〇度ノ方向三十哩ノ地點即チ北緯三十六度三十八分東經百二  
 十五度三十四分ノ地點ニ碇泊シ米軍部隊ニ會同シテ之ヲ仁川港ニ  
 導クヘシ同時ニ水先案内十二名及同數ノ通譯者ヲ用意スヘシ  
 五 東京時間九月七日一〇〇〇時ヲ以テ朝鮮ニ於ケル日本政府及北緯

外務省

三十八度以南ノ朝鮮ニ於ケル日本陸軍司令官ノ責任アル代表者（  
複數）ハ朝鮮方面米軍司令官ノ上陸ト共ニ同司令官ニ對シ報告ヲ  
行ヒ日本海軍部隊司令官ハ同日同刻米海軍部隊司令官ニ對シ報告  
ヲ行フヘシ

六者略

外務省

送 受 及 號 局 議 合				日 月 付 受 及 號 省			
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

甲乙種別

案 起 昭和二十年九月一日 局 受 增民第六五四號 月 日 局 送 月 日

決 裁 日 文 書 課 施 行 月 日

676

大臣

次官

管理局 長 爲

文書課長

電 報 案

次 官

朝鮮政務總監 完

管民六九四号联合国最高司令部

二七五

日	月
第	第
號	號
受送	受送
月	月
日	日

發大本宮宛電報、件申水先案内及

通譯

七カニ

ノ数ハ外務省ノ原本ト照合シタルモ十

二名ナリ

九月一日(受)

朝鮮總督府政務總監

内務次官宛

電報譯文

管民第六九四號 聯合國最高司令部 次役大本  
營完電報ノ件 第四項中 水先案内 一二名  
及同敷ノ通譯者トアルモ 陸海軍ハ通譯ニハ  
水先案内及通譯者各二名トアリ 何レガ正ルキ  
ト折返シ御回報アリ度

大日本帝國政府

送 受 及 號 局 議 合				日 月 付 受 及 號 省			
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

案 起 昭 和 二 十 年 九 月 一 日 局 受 第 號 月 日 局 送 日  
 決 定 日 文 書 課 長 施 行 九 月 二 日  
 主 查 民 政 課 長  
 管 理 局 長  
 木 臣 兼 官  
 案 案 長  
 外 務 省 終 戰 事 務 局 長 免  
 聯 合 國 最 高 司 令 部 折 衝 方 依 賴 一 件  
 北 鮮 及 西 鮮 地 區 對 於 聯 合 國 進 展 之 伴 七

丙

甲乙丙

規格 B5

0043

日	月	第
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

内務省

地方行政機關特ニ警察機關ハ總テ接收  
 セラルト共ニ知事以下逐次抑るセラルツ  
 ツアルノミナラズ民間企業ニ付テモ内地  
 人ノ職業的活動ヲ封セラルルニ至リタ  
 ル現況ニ鑑ミ聯合國最高司令<sup>第五</sup>ニ對シ  
 左記事項ヲ認メラルル様ヲ折衝ス方



相煩云比段及中依其候

記

一、知事以下地方官ノ親族親類ニ希望地へノ輸送

二、邦人ノ財產ノ保護ニ婦女子等引揚者ノ

希望地へノ輸送

三、行政機關收地運ニ於ケル邦人ノ保護ニ為ルコト

地方機關ノ設置

大日本帝國政府

朝野  
指示書

月	日	受	及	日	局	合	日	月	日	受	及	日	局	合
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和 年 月 日

施行

月

主任

局長

課長

電報案

次官

政務總長  
總務長  
北地總長

事務

日	第	第
號	號	號
送	送	送
月	月	月
日	日	日

0047

九月二日 停戰協定調印後一般命令  
 第一號 公布  
 現地 奉命 中貴府 一揮太極  
 照會 奉命 中貴府 一揮太極  
 所管 奉命 中貴府 一揮太極  
 二付 奉命 中貴府 一揮太極  
 七、八、九、一〇、一一、一二

8A00

省 號 及 付 月 日								甲乙 特別 決判 月 日文書課 施行 九月二日 案 起 昭和三十年九月二日 局受 月 日 局送 月 日
合 議 局 號 及 受 送								
第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	
送	送	送	送	送	送	送	送	
月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	

大臣  
 次官 文書課長  
 管理局長  
 電報 立案 (整修略号)  
 次官  
 内地之於心 未軍進駐ノ經驗ニ鑑ミ

0048

規格 B5  
8A00

第 號 送受	月 日	第 號 送受	月 日	第 號 送受	月 日

送二週報又

一、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 二、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 三、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 四、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 五、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 六、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 七、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 八、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 九、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト  
 十、進取未得トノ折衝ハ親切且率直ト

ト其ノ埠付ハ其ノ埠付ノ科學的且具體  
的ナリト云フ要スル地ニ在ケル要事<sup>(例ニ徴シ)</sup>ヲ爲  
スル又ハ其ノ埠付ノ如シ

ハ進取地ニ在ケル道路、橋樑ニ付テハ<sup>詳細</sup>陸上

船着而例ハバパスファクト、コンクリート

ノ別、船舶ハハ水施設、カントリー岸施設

付、倉庫ノ規模、卸上船力等ニ關スル<sup>總務課</sup>部

大日本帝國政府

細則ノ資料ヲ附スル

(2) 自動車ノ乗用自動車ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

付シ乗用車中ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

ハガス改車ノ乗用車中ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

定メ<sup>ハガス</sup>改車ノ乗用車中ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

(4) 乗用車ノ乗用車中ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

之價額ハ水浸式ノ乗用車中ニシテ<sup>ハガス</sup>改車ヲ<sup>ハガス</sup>改車

(折上り國定規格第1822号ニ準ジテ)

ヲ記載ニスルニ雖十ニ尚爾ヲ仰テ急ムルナク

曰食糧ハ少クトモ進取者ニ在リテ其ノ水汚水汚

ニ付テハ其ノ飲料水ニ付テハ其ノ水汚水汚

ヲ調査シテ是レヲ

由通課ニ其ノ方針ニ付テハ其ノ要求以上ノ事

付テ其ノ方針ニ付テハ

由通課ニ其ノ方針ニ付テハ其ノ要求以上ノ事

ノ連絡、駁地地下井方トノ連絡、駁地地相

互由ノ通化施設等市ノ充テ強ク化シテ

スル

由通課ニ其ノ方針ニ付テハ其ノ要求以上ノ事

ヲ仰テ急ムルニ付テハ其ノ方針ニ付テハ

之ニ付テハ

(4) 右ノ外市ノ方針ニ付テハ其ノ方針ニ付テハ

(折上り國定規格 85 二八三二五七柱)

通信等ノ状況ヲ簡明ニ記載セシメ  
 意ハ時期ヲ見テ説明スルトテ  
 年々ノ要領事項ヲ提起スルト

本行支店也

大日本帝國政府

(折上り國定規格B5(148×210mm)用)

月	送	受	及	號	局	議	合	日	月	付	受	及	機	局	管	主
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

704



民政課 長 折爪

昭和 20 年 9 月 3 日

主任

發行 9 月 6 日

外務省終戰連絡中央事務局長

局長

ソ聯参戦後北鮮地帯ニ於テハ關係地方ノ

住民ニハ地帯ノ避難ヲ命ジタル處其ノ以テ等